

館山市景観条例

(目的)

**第1条** この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の良好な景観の形成を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 景観形成 良好な景観を保全し、育成し、又は創造することをいう。
- (2) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者又は市内の土地、建築物若しくは工作物（建築物を除く。以下同じ。）に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む者をいう。

(市の責務)

**第3条** 市は、法第4条に定めるもののほか、景観形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、市民等の景観形成に関する意識を啓発するとともに、景観形成に資する取組への支援に努めるものとする。
- 4 市は、公共施設の整備に当たっては、景観形成に配慮するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

**第4条** 市民等は、法第5条及び第6条に定めるもののほか、自らが景観形成の主体であることを認識し、相互に協力して、景観形成を推進するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

**第5条** 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

(景観計画の策定)

**第6条** 市は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項の規定により景観計画を定めるものとする。

(景観計画の変更)

**第7条** 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条に定める手続のほか、あらかじめ、第27条第1項の館山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

**第8条** 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(行為の届出)

**第9条** 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者又は同条第2項に規定する国土交通省令で定める事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとするとき又は当該行為の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に通知しなければならない。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積とする。

(届出を要しない行為)

**第10条** 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 法第16条第1項各号に掲げる行為で、規則で定める規模のもの

(特定届出対象行為)

**第11条** 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為とする。

(事前協議)

**第12条** 第9条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る行為に関する事項について、事前に市長と協議することができる。

2 前項の規定は、第9条第2項の規定による通知について準用する。

3 市長は、前2項の規定による協議が終了したときは、当該協議をした者に対し、協議結果を書面により通知するものとする。

(指導)

**第13条** 市長は、景観計画に定められた良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告及び公表の手続)

**第14条** 市長は、法第16条第3項の規定による勧告のほか、次に掲げる者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 法第16条第1項の規定による届出若しくは同条第2項の規定による変更の届出をしない者又は虚偽の内容による届出をした者

(2) 前条の規定による指導に従わない者

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は前項の規定による勧告(以下「勧告」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、館山市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、あらかじめ、館山市景観審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べさせ、又は証拠を提示する機会を与えなければならない。

(変更命令等の手続)

**第15条** 市長は、法第17条第1項前段又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、館山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為完了等の報告)

**第16条** 第9条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による通知をした者は、当該届出等に係る行為が完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物の指定)

**第17条** 市長は、法第19条第1項の規定により、景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、館山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者及び権

原に基づく占有者（所有者及び権原に基づく占有者が2人以上いるときは、その全員。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 法第27条第1項又は第2項の規定により、景観重要建造物の指定を解除する場合には、前3項の規定を準用する。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

**第18条** 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。

（2）消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。

（3）景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

（4）前3号に定めるもののほか、規則で定めること。

（景観重要樹木の指定）

**第19条** 第17条の規定は、景観重要樹木の指定について準用する。この場合において、同条第1項中「法第19条第1項」とあるのは「法第28条第1項」と、「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、同条第2項中「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、「当該建造物」とあるのは「当該樹木」と、同条第3項中「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と、同条第4項中「法第27条第1項又は第2項」とあるのは「法第35条第1項又は第2項」と、「景観重要建造物」とあるのは「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

**第20条** 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

（2）景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

（3）景観重要樹木の定期的な点検を実施すること。

（4）前3号に定めるもののほか、規則で定めること。

（滅失等の報告）

**第21条** 景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の所有者等は、当該景観重要建造物等の全部又は一部が滅失し、又はき損（景観重要樹木にあつては、枯死）し

たときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(所有者等の変更の届出)

**第22条** 景観重要建造物等の所有者等が変更したときは、新たな所有者等は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 景観重要建造物等の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(重点地区の指定)

**第23条** 市長は、景観計画区域のうち、重点的に景観形成を推進する必要があると認める地区を、重点地区として景観計画に定めることができる。

2 前項の規定により重点地区を指定する場合は、重点地区に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 名称

(2) 区域

(3) 行為の制限

(4) 景観形成の方針

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、景観計画策定後に新たに重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、館山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 市民等は、新たに重点地区を指定することについて、市長に提案をすることができる。

5 市長は、前項の規定による提案があったときは、館山市景観審議会の意見を聴いた上で、景観計画の変更を検討しなければならない。

6 前各項の規定は、重点地区の指定の解除又は変更について準用する。

(支援)

**第24条** 市長は、市民等の景観形成に関する自主的な活動を支援する必要があると認めるときは、技術的支援その他の措置を講ずることができる。

2 市長は、市民等が重点地区の計画案を作成しようとするときは、情報提供又は技術的支援を行うことができる。

(景観まちづくり団体の認定)

**第25条** 市長は、市の景観形成の推進のために自主的に活動する団体であって、規則で定める要件に該当すると認められる団体を、景観まちづくり団体として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、景観まちづくり団体を認定しようとするときは、あらかじめ、館山市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、景観まちづくり団体の認定の可否を決定したときは、その旨を当該団体に通知しなければならない。
- 5 市長は、景観まちづくり団体が第1項の規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(表彰)

**第26条** 市長は、景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物等の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 市長は、景観形成に寄与していると認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定による表彰を行う場合には、あらかじめ、館山市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(館山市景観審議会)

**第27条** 景観形成について必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、館山市景観審議会を設置する。

- 2 館山市景観審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議をし、答申する。
  - (1) 第7条に規定する景観計画の変更に関すること。
  - (2) 第14条に規定する勧告又は第15条に規定する変更命令等に関すること。
  - (3) 第14条に規定する公表に関すること。
  - (4) 第17条に規定する景観重要建造物の指定又は解除に関すること。
  - (5) 第19条に規定する景観重要樹木の指定又は解除に関すること。
  - (6) 第23条に規定する重点地区の指定、解除又は変更に関すること。
  - (7) 第25条に規定する景観まちづくり団体の認定に関すること。
  - (8) 前条に規定する表彰に関すること。
  - (9) 前各号に定めるもののほか、景観形成について、市長が必要と認める事項

3 館山市景観審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、館山市景観審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(館山市景観アドバイザー)

**第28条** 市長は、景観形成を推進するに当たり、技術的又は専門的な助言を聴くため、必要に応じて館山市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 景観アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について、技術的又は専門的な助言を行う。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の届出に係る行為の景観計画に対する適合審査に関する事項
- (2) 第12条に規定する事前協議に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観形成を推進するに当たり市長が必要と認める事項

3 景観アドバイザーは、景観形成に関し、専門的知識及び経験を有するもののうちから、市長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第29条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から30日を経過するまでの間に着手する行為であって、法第16条第1項の規定による届出を要するものについては、第10条の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とする。

(準備行為)

3 第12条に規定する協議その他の準備行為は、この条例の施行日前においても、これを行うこと

ができる。

(非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第13号を第14号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 景観審議会の委員

別表第2号表中都市計画審議会の委員の項の次に次のように加える。

景観審議会の委員
----------